

第五條 新法第十條第二項の規定は、施行日以後に免許状が失効した者について適用し、施行日前に免許状が失効した者については、なお従前の例による。
第六條 新法第十一條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同項に規定する事由により解雇された者については、なお従前の例による。
第七條 新法第十一條第三項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行った場合について適用する。
第八條 この法律の施行前に旧法第十一條の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十一條第四項の規定は適用しない。
第九條 この法律（附則第一條ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九條第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一條第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三 教育職員免許法第十條第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正後の学校教育法第九條第四号の規定は、施行日以後に新法第十一條第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一條に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一條ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四條又は第六條の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成十四年五月三十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十六号

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十四條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第四十三條の次に次の一条を加える。

第四十三條ノ二 主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前条ニ定ムル検査ノ権限ノ一部ヲ内閣総理大臣ニ委任スルコトヲ得

内閣総理大臣ハ前項ノ委任ニ基キ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付主務大臣ニ報告スルモノトス

文部科学大臣 遠山 敦子
内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣総理大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限及前項ノ規定ニ依リ権限ヲ金融庁長官ニ委任スルコトヲ得
依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル権限ノ全部又ハ一部ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得

（国民生活金融公庫法の一部改正）
第二條 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九號の一 目次中、「第三十條の三」を「第三十條の四」に改める。
第六章中第三十條の三を第三十條の四とし、第三十條の二を第三十條の三とし、第三十條の次に次の一条を加える。

第三十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任すること

（権限の委任）
第三十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任すること

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任すること

（住宅金融公庫法の一部改正）
第三條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十二條」を「第三十二條の二」に改める。
第三十二條中「金融機関（以下この項を金融機関（以下この章）に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。
（権限の委任）
第三十二條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。ただし、受託者等たる地方公共団体又は第二十三條第一項第三号に規定する政令で定める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げる業務及び同条第八項又は融通通法第十條第一項の規定により委託を受けて行う同号ホからリまでに掲げる業務に相当する業務の範囲内に限る。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任すること

（中小企業金融公庫法の一部改正）
第五條 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十一條」を「第三十一條の二」に改める。
第五章中第三十一條の次に次の一条を加える。

（権限の委任）
第三十一條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任すること

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任すること

（農林漁業金融公庫法の一部改正）
第四條 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十條」を「第三十條の二」に改める。
第五章中第三十條の次に次の一条を加える。

（権限の委任）
第三十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任すること

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任すること

（権限の委任）
第三十一條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任すること

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任すること